

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 290 回

日本に住む全ての人に割り当てる税と社会保障の共通番号（マイナンバー）の利用範囲を広げる「改正マイナンバー法」が今月 3 日衆院本会議で可決し、成立しました。

10月には 12 桁のマイナンバーを記した「通知カード」が、国内に住民票を持つ 1 人ひとりに割り振られます。

源泉徴収票や扶養家族申請書にもマイナンバーの記入が必要となります。社会保険や預金口座への展開も考えられていますが、さてどうなることやら。

ところで、27年4月以降、我が国の経済成長率がマイナスになり、さらに中国景気不安と株安も相まって、今年度の経済成長率のプラス予想も不安視されるようになってきました。最近の消費の減少も心配の種ですね。消費税率引上げもできないかもしれませぬ。

さて、皆様の会社の業績はいかがででしょうか？なかなか厳しい経済環境ですので思うようには進んでいないかもしれませぬ。

その中で、なんとか業績UPをするためには「課題の発見」と「その課題の克服」が必要かと思えます。トヨタでは、問題に気づくところ、そしてその問題を改善していくことが従業員の基本スキルに位置づけられています。

すなわち、困らんやつほど困ったやつはいない、ですね。

そして

「もっと・・・できないか」を口癖にすることですね。

これが現環境下で会社をよくする方法ですね。
 頑張ってください。

前田の《今人生を語る》第 195 回

めざめよ日本人 (118)

日本が、世界地図から消滅しないためにどうするか。

参考として、ベネチア共和国滅亡の原因は、①技術革新への対応の出遅れ、②国民の通商意欲の衰退、③人口減少、だそうです。

まさに現日本が直面する課題と同じですね。

国民が「太平楽」の世の中にどっぷりつかっていると、やはりベネチア共和国のようになってしまいますね。

やはり昔の日本、勤勉家集団の日本に戻っていかないと日本が消滅する可能性は十分にありますね！！

財産債務調書の創設

佐藤 洋

所得税・相続税の申告の適正性を確保し、また、出国時課税制度が創設されるため、現行の財産債務明細書について、以下の見直しを行い、新たに財産債務調書として整備します。

1. 名称変更と提出基準の見直し

「財産債務明細書」の名称が「財産債務調書」に変更され、次の通り提出基準が見直され、提出義務者の範囲が狭められました。

(改正前) 確定申告書を提出すべき者のうち、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2,000 万円超

(改正後) 確定申告書を提出すべき者のうち、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2,000 万円超、かつ、次の①又は②に該当する場合

① その年の 12 月 31 日に有する財産の価額の合計額が 3 億円以上

② その年の 12 月 31 日に有する出国時課税の対象資産（※1）の価額の合計額が 1 億円以上

(※1) 主に有価証券等（所得税法に規定する有価証券、匿名組合契約の出資持分、未決済デリバティブ取引、信用取引、発効日取引が該当する）

上記より、改正後は所得が 2,000 万円超であっても、財産 3 億円未満かつ出国時課税の対象資産（※1）1 億円未満の場合には財産債務調書の提出は不要となります。

2. 記載事項の見直し

財産の状況をより把握するため、財産の種類、数量、価額（※2）のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載が求められます。

(※2) 原則として「時価」（見積価額も可能）

また、有価証券等については出国時課税制度において活用する観点から「時価」だけでなく、「取得価額」も併記します。

3. 過少申告加算税等の特例

所得税・相続税の申告漏れがあった場合

・財産債務調書に記載がある部分については、過少（無）申告加算税を 5%軽減します

(所得税・相続税)

・財産債務調書の不提出・記載不備にかかる部分については、過少（無）申告加算税を 5%加重します。(所得税)

4. 適用時期

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書について適用されるため、平成 27 年 12 月 31 日時点の財産・債務について平成 27 年分の所得税の確定申告から財産債務調書として提出します。

出国時課税制度

国境を越えた人の動きにかかる租税回避を防止する観点から、1 億円以上の有価証券等を有する居住者の国外転出時等に、その有価証券等にかかる含み益（未実現のキャピタルゲイン）に課税する制度が創設されます